

## 総持寺と私

ふり返れば誰にもほろにがしいたずらの経験があるのではないのでしょうか。以前「いじめ」と「ふざけ」の分かれ目について書きましたが、ここでは「いたずら」と「犯罪」のちがいについて考察したいと思います。

私は次のように考えます。「罪の意識の未熟な子どもに対する大人の許容範囲」を「いたずら」と定義する。つまり、子どもの行為といえども大人の許容範囲を超えた時、それは犯罪になります。したがって、これから述懐する私の「いたずら」ももしかしたら犯罪行為ととがめられ、それなりの償いを強いられるおそれがあるかも知れません。その意味ではとても緊張感のある告白です。

さて、私は名刹「総持寺」の近くに自宅があります。昭和30年代はじめのころは観光客は皆無で、当然のことながら受付で拝観料などというめんどろな関所もありませんでした。子どものころはこの境内が恰好の遊び場でした。

小学校中学年くらいのことです。

その① 一般の人が登ってはいけない山門さんもんの2階へ友だち数人で上ってよく昼寝をしました。(現在は階段が封鎖されています)

その② 境内中庭にある心字池しんじいけ(心の文字形をした池があります)の鯉をごはんつぶで釣りました。いえ、釣ったあとはちゃんとリリースしました。

その③ お昼の11時に鳴るべき大鐘を10時半ごろに勝手に鳴らしました。ゴーーン

さて、当時の私を9歳としましょう。いま告白した3点は「いたずら」でしょうか「犯罪」でしょうか。手前勝手ですが私は「いたずら」だと確信します。なぜなら、どの行為も当時の総持寺のごぼさま(お坊さん)にはお見通しだったからです。ただ、10時半の鐘だけはしかられました。鐘楼の階段を下りるときにごぼさまに見つかって目から火が出るげんこつをもらいました。いわゆるおとなの許容範囲を越えていたようです。その時のごぼさまのお説教は「町の人はこの鐘の音で生活しとるんや。それをお前は乱してしまつたんや。」という9歳の子どもにも十分納得できるお説教でした。おまけがありました。罰として30分後の正規の11時の鐘をごぼさまの前でつかせていただきました。うれしいやら悲しいやら。ゴーーン



子どものいたずらは許容できるものと、見逃してはいけないものがあります。その見極めをすることが地域が子どもを育てるということではないのでしょうか。

私は総持寺に育てられました。

合掌。